

令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金交付要項

(趣旨)

第1条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の交付については、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(支給対象者等)

第2条 就学支援金の支給対象者及び支給額は、次の表のとおりとする。

支給対象者	支給額	支給対象経費及び対象期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に法第2条に規定する私立高等学校等に在学し、法第3条に規定する者	法第5条の規定に基づき支給される就学支援金の額	授業料 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(交付の申請)

第3条 就学支援金の交付を受けようとする私立高等学校等の設置者は、令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金交付申請書(様式1)を、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第4条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、就学支援金を交付すべきものと認めたときは、就学支援金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付を決定したときは、令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金交付決定通知書(様式2)により、その内容を私立高等学校等の設置者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の決定を受けた私立高等学校等の設置者は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による就学支援金の交付申請を取下げようとする私立高等学校等の設置者は、令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金交付申請取下げ書(様式3)を、前条第2項の交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第6条 私立高等学校等の設置者は、第4条第2項の交付決定に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金変更交付申請書(様式4)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。
- 3 知事は、就学支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金変更交付決定通知書（様式5）により、その内容を私立高等学校等の設置者に通知するものとする。

（概算払）

第7条 知事は、就学支援金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

- 2 前項の規定による就学支援金の交付を受けようとする私立高等学校等の設置者は、令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金支払請求書（様式6）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第8条 私立高等学校等の設置者は、就学支援金の交付を受けた年度の末日までに、令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金に係る実績報告書（様式7）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた私立高等学校等の設置者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（額の確定及び通知）

第9条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容が交付決定の内容及び付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、令和7年度茨城県私立高等学校等就学支援金確定通知書（様式8）により当該私立高等学校等の設置者に通知するものとする。

（返還）

第10条 知事は、前条の規定により就学支援金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える就学支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

- 2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 3 前項の期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合は、第4条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 私立高等学校等の設置者が、法令、本要項に違反した場合
- (2) 私立高等学校等の設置者が、就学支援金を他の用途に使用した場合
- (3) 私立高等学校等の設置者が、就学支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、就学支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消又は変更を行ったときは、速やかにその旨を当該私立高等学校等の設置者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により交付決定を取消又は変更した場合は、交付した就学支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 4 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による就学支援金の返還を命ずる場合は、当該私立高等学校等の設置者に対し、当該命令に係る就学支援金を私立高等学校等の設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき就学支援金を当該私立高等学校等の設置者が納付する日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項の規定に基づく就学支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 前項の規定は、交付すべき就学支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(私立高等学校等の設置者の責務)

- 第12条 私立高等学校等の設置者は、法の趣旨を踏まえ、就学支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 私立高等学校等の設置者は、受領した就学支援金をその有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、就学支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、就学支援金の授受に関するすべての関係書類とともに就学支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
 - 3 私立高等学校等の設置者は、事業の執行状況に関しての調査又は報告を知事から求められたときは、これに従わなければならない。
 - 4 私立高等学校等の設置者は、その設置する私立高等学校等の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類（学則その他）の写しを速やかに知事に提出しなければならない。
 - 5 私立高等学校等の設置者は、その設置する私立高等学校等に在学する受給権者に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

(委任)

- 第13条 この要項に定めるもののほか、就学支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和7年4月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。